

株式会社ブローテ行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する

1. 計画期間

令和7年1月1日～令和9年12月31日（3年間）

2. 内容

<目標1>

両立支援制度のハンドブック作成と全従業員向け研修の実施

【対策】

令和7年10月1日～令和7年11月30日

- ・ハンドブック作成

令和7年12月1日～令和8年3月31日

- ・社内報・イントラネット等による周知・啓発の実施

令和8年1月15日～令和8年2月29日

- ・全従業員を対象とした研修の実施

<目標2>

年次有給休暇の取得状況の把握と取得促進、取得率60%を目指す

（算式：全取得日数／全付与日数（繰越日数を含まない）×100（%））

【対策】

令和7年10月1日～令和7年10月31日

- ・年次有給休暇の取得状況を把握する

令和7年11月1日～令和7年12月20日

- ・年始年末休暇を連続して取得できる体制を作る

令和8年1月1日～令和8年3月31日

- ・年次有給休暇の半日単位・時間単位取得を実施する
- ・年次有給休暇の取得に向けて従業員に対し啓発活動を図る

<目標 3>

育児休業取得者への業務引継ぎ体制の整備と代替要員の確保

【対策】

令和7年2月1日～令和7年2月29日

- ・他社の取組事例等の情報収集を行う

令和7年3月1日～令和7年4月15日

- ・仕事のやり方についてマニュアル等を整備し、他の人が援助できる体制を整える

令和7年4月16日～令和7年5月31日

- ・OJT等により、従業員の能力アップを図り、職務の分担やそれに対応できる人材を育成

<目標 4>

育児休業後の原職復帰を原則とする体制を周知・実行

【対策】

令和7年2月1日～令和7年3月15日

- ・就業規則に育児休業後における原職又は原職相当職への復帰を規定する

令和7年3月16日～令和7年4月15日

- ・復職後の業務量、業務内容の見直し

令和7年5月1日～令和8年3月31日

- ・電話やメールなどにより、休業中の従業員との連絡を密にし、復職しやすい環境を整える
- ・育児休業経験者との懇談会の設定

令和8年3月1日～令和8年3月31日

- ・休業後の復職を円滑に行うために面談を実施

<目標 5>

育児休業取得率100%を目指し、1箇月以上の取得を推奨

【対策】

令和7年1月1日～令和7年10月31日

- ・男女を問わず育児休業取得率100%を目指す方針を社内に明示し、周知を図る

令和7年3月1日～令和7年12月15日

- ・1箇月以上の育児休業取得を推奨する制度の整備（育児休業ガイドラインの策定等）

令和8年1月1日～令和8年3月31日

- ・育児休業制度の周知徹底と取得しやすい職場環境の構築（個別面談や取得事例の紹介など）